

沖縄振興公共投資交付金(学校施設環境改善に関する事業)の交付が過大

1件 不当金額(支出) 109万円

1 交付金の概要

沖縄振興公共投資交付金(学校施設環境改善に関する事業)は、沖縄県が作成する沖縄振興交付金事業計画によって実施される学校施設環境改善に関する事業に要する経費に充てるために、国が同県に対して交付するものである。

交付額は、沖縄振興交付金事業計画に記載された事業のうち、算定の対象となる事業(交付対象事業)ごとに文部科学大臣が定める方法により算出した配分基礎額に交付対象事業の種別に応じて同大臣が定める割合(算定割合)を乗ずるなどして得た額の合計額と、交付対象事業に要する経費の額(交付対象工事費)に算定割合を乗じて得た額(算定後交付対象工事費)の合計額のうち、いずれか少ない額を基礎として算定することとされている。

交付対象事業のうち、屋外教育環境の整備に関する事業(屋外環境整備事業)については、小学校等の屋外教育環境施設の整備に要する経費を交付対象とすることとされており、算定割合は1/2とされている。また、屋外環境整備事業における工事費は1校当たり6000万円を限度とすることとされている。これにより、屋外環境整備事業における交付対象工事費の上限額は6000万円となり、算定後交付対象工事費の上限額は6000万円に算定割合1/2を乗じて得た3000万円となる。

2 検査の結果

うるま市は、平成28、29両年度に、高江洲小学校及び天願小学校の屋外環境整備事業(両事業)等を実施し、交付金9965万円の交付を受けていた。同市は、両事業における交付対象工事費7562万円及び7271万円に算定割合をそれぞれ乗じて得た3781万円及び3635万円を両事業における算定後交付対象工事費としていた。

しかし、上記の算定後交付対象工事費は、いずれも前記の屋外環境整備事業における算定後交付対象工事費の上限額を超えていたことから、両事業の適正な算定後交付対象工事費はいずれも3000万円となる。

したがって、両事業の上記の適正な算定後交付対象工事費により交付金の交付額を算定すると9855万円となることから、交付金109万円が過大に交付されていて、不当と認められる。

| 部局等 | 補助事業者 | 間接補助事業者 (事業主体) | 交付対象事業の種別 | 年度 | 交付金の 交付額 | 不当と認める 交付金の交付額 | 摘 要 |
|--------|-------|-------------------|-----------|-------------|-------------|-------------------|-------------------------------|
| 文部科学本省 | 沖縄県 | うるま市 | 屋外環境整備事業 | 平成 28、29 | 9965万 円 | 109万 円 | 算定後交付対象工事費が交付対象となる上限額を超えていたもの |